大間原子力発電所 素材メーカにおける不適切行為の影響について

今般、大間原子力発電所向け機器の製造メーカより、取引先の素材メーカにおける不適切行為が確認されたとの連絡を受けましたので、報告いたします。

1. 不適切行為の概要

製造メーカ報告によると、鋳鋼品の素材メーカにおいて、主に次の2点の不 適切行為があったとされています。

① 熱処理に関する不適切行為

2008年夏頃より、熱処理工程の保持時間について、発注元の要求仕様に基づく温度保持時間より短い保持時間としていたことが確認されました。 (公的規格や技術基準からの逸脱はなし)

② 引張試験に関する不適切行為

2011年4月頃より、引張試験を実施せず、製品硬さ試験結果から類推した引張強さ等をミルシート(鋳鋼品材料検査成績書)に記載していたことが確認されました。

2. 大間原子力発電所への影響について

大間原子力発電所に納入予定の製品に、当該素材メーカで不適切行為があったとされる時期に製造された部材が使用されているものがあることを確認しました。

3. 今後の対応について

これらの製品については、不適切行為の該当品であると疑われることから、当該品の処置について技術的な見地から検討の上、適切に対応してまいります。